

☆ ご 紹 介 い た し ま す ☆

新しい監査委員をお迎えしました！！

平成 21 年 6 月 28 日付けで、議会選出の中平均委員と工藤勝子委員が退任されました。

これに伴い、平成 21 年 6 月 29 日から新たに千葉康一郎委員と樋下正信委員をお迎えしております。

引き続き、よろしくお願いいたします。

☆ 最近の予備監査事例から ☆

最近の監査の事例をお知らせします。同様の処理をしていませんか？

その電話料金は大丈夫？

事務事業の執行の不適當(注意)

利用実績のない電話回線契約を継続し、支出しているものが1件、29,054 円ありました。

これは、平成2年頃に設置された、情報端末の専用回線でしたが、一人一台パソコンの整備により使われなくなったにもかかわらず、料金が支払われ続けてきたものです。

この電話回線使われてるの・・・？

【ひとこと】

請求された電話番号が、どの電話機のものか確認されていますか？
利用実績がなく、基本料金だけ支払われているものはありませんか？

契約保証金の返還は忘れずに！

契約保証金の不適當(指摘)

○ **契約保証金の還付について**

委託業務に係る契約保証金の還付で、事業完了後相当期間経過してから還付しているものが1件、239,400 円ありました。(完了検査終了後、還付するまで5ヶ月半以上経過)

【ひとこと】

支出の際に、契約保証金も返す必要がないかチェックしましょう。

事務局長からのひとくちコメント

平成 21 年度から監査委員事務局長としてお世話になっております。

平成 20 年度における不適当な事務の発覚に対し、県行政に対する信頼の回復が急務であると考えております。

監査としても、さまざまな出来事に対応していくうえで、庁内外の情報に対する感度を磨き、判断に注意していくことが必要であると考えております。

今年度は、20 年度の不適切経理の反省に立った経理事務の適正化を図るため、需用費の重点監査、現物チェックと決算監査率の向上を目標に実施しています。

引き続き監査業務に対する理解とご協力をお願いいたします。

奥さんの給料が上がったら！

支出命令の不適当(注意)

○ 扶養親族たる要件を欠くに至った日は？

年収基準 130 万円を越えていることが判明した場合、3ヶ月平均収入額が、108,300 円を越えた時点の収入を得た日をもって扶養親族の要件を欠くものとして、扶養手当を返納してもらいますが、返納開始日はいつからでしょうか。

例) 奥さんの給与の支給日 平成 19 年 7 月 17 日

ア 7 月から イ 8 月から

(答えはイ)

【ひとこと】

奥様や子供さんの所得が増えたら、扶養手当を停止する必要があるか確認願います。

後で、たくさん返納があると大変ですね！

まだ、仕事終わってません！

事務事業の執行の不適当(指摘)

○ 特定調達契約で、落札者決定に係る公告手続きが遅れたもの

特定調達契約により落札者を決定したときは、特定役務の名称及び数量等の事項について、決定した日の翌日から起算して 72 日以内に公示しなければなりません。期限を過ぎてから県報に公示したものがありません。

【ひとこと】

事前にスケジュールを確認する必要があります。

部長さん 調査基準価格の設定には気をつけて！

予定価格の不適当(指摘)



○ 調査基準価格の設定について

調査基準価格の設定に当たり、「調査基準価格算定方式による算定額(A)」、「上限値の算定額(B)」及び「下限値の算定額(C)」を比較し、 $B \geq A \geq C$ の場合には、A を調査基準価格とすべきところ、選択すべき算定額を誤って、B を調査基準価格としてしまったもの。

今回のケースでは、幸い、入札結果には、影響はありませんでしたが、十分注意する必要があります。

【ひとこと】

こればかりは、回りの方のチェックのしようがありません。封筒に入れる前には、十分確認願います。

☆ 最新情報 ☆

☆ 優良事例の紹介 ☆

盛岡地方振興局林務部では、林業改善資金繰越金の回収において、再三にわたり、債務者への働きかけを続け、平成 19 年度元金回収が 543 千円であったものに対し、平成 20 年度は、9,066 千円の回収を行い、職員の努力のあとが見受けられました。

引き続き、さらなる回収努力に励むよう、よろしくお願いいたします。
(7,530 千円の元金回収を行った債務者に対しては、電話・臨戸訪問をあわせ、年 27 回督促等を実施していました。)

☆ 住民監査請求への対応について ☆

平成 21 年6月4日に、「市民オンブズマンいわて」から、県議会議員の海外行政視察に係る旅費、印紙購入費及び現地通訳料の支出は違法・不当である旨の住民監査請求がありました。

これに伴い、7月8日に予備監査、7月17日に本監査を実施し、平成 21 年7月 30 日に今回の請求を棄却しております。この監査結果については、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&ik=0&pnp=14&cd=20634>

☆ アンケート調査結果について ☆

監査業務のあり方について、平成 20 年度に監査を実施した 286 公所中 57 公所を抽出し、アンケートを実施しました。

事務局の監査業務については、概ね評価していただきましたが、下記のような問題点についてもご指摘いただいております

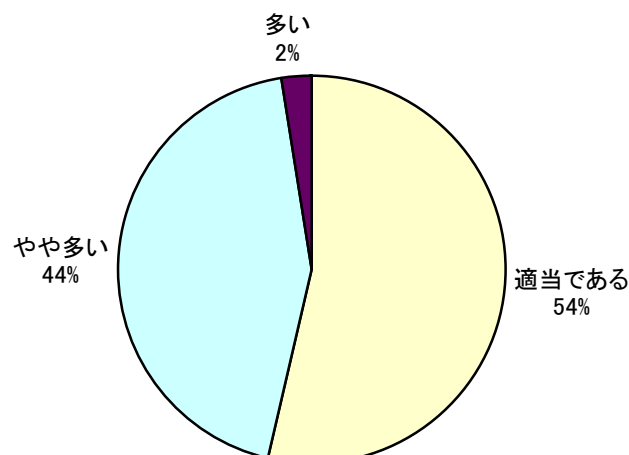
【監査調書の作成について】

1 監査調書の項目数について

「適当である」という回答が 22 件 (53.7%) ありましたが、「やや多い」及び「多い」という回答が合計 19 件 (46.3%) ありました。

昨年度実施した調査より「適当である」という回答が低下し、「やや多い」及び「多い」という回答が増加しております。

監査調書の項目数

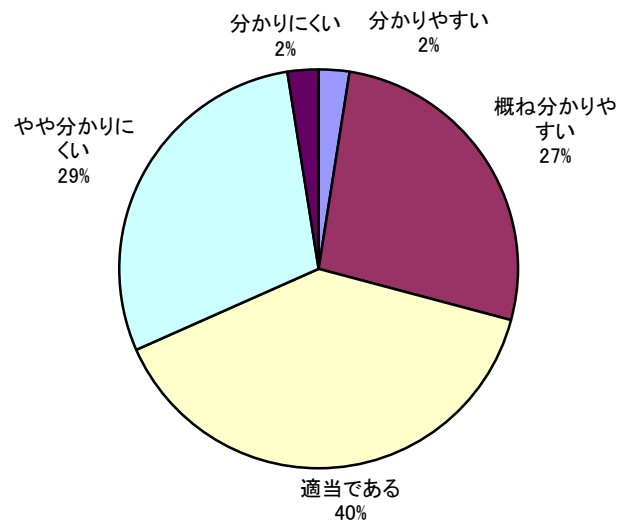


2 監査調書の作成要領について

「分かりやすい」、「概ね分かりやすい」及び「適当である」という回答が合計 28 件 (68.2%) ありましたが、「やや分かりにくい」及び「分かりにくい」という回答が合計 13 件 (31.7%) ありました。

昨年度の調査と同じ傾向にあると認められますが、引き続き、分かりやすいものとする必要があると考えています。

監査調書の作成要領

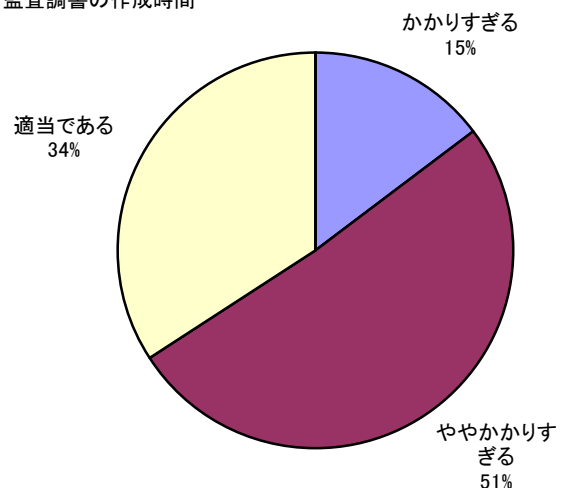


3 監査調書の作成について

適当であるという回答が 14 件 (34.1%) ありましたが、「かかりすぎる」及び「ややかかりすぎる」という回答が合計 27 件 (65.9%) ありました。

昨年度の調査より、監査調書の作成に時間がかかると考えているものが増加しています。

監査調書の作成時間

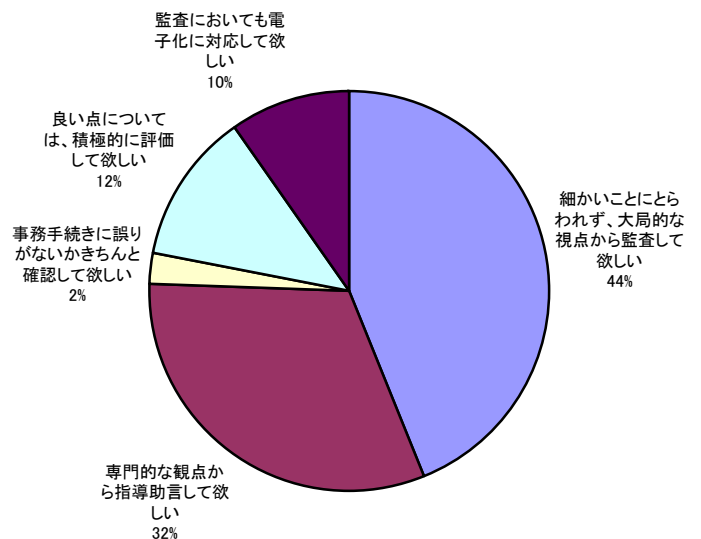


【監査において重視すべきこと】

4 今後監査業務において、どのような点を重視していくべきか

「細かいことにとらわれず、大局的な視点から重視してほしい。」という意見が 18 件 (43.9%) あったほか、「専門的な観点から指導助言してほしい。」という意見が 13 件 (31.7%) ありました。

また、良い点については、積極的に評価してほしいという意見が 5 件 (12.2%)、監査においても電子化に対応してほしいという意見が 4 件 (9.8%) ありました。昨年と比べて、専門的な観点から指導助言してほしいという意見が 20.9% から 31.7% へ増加しています。

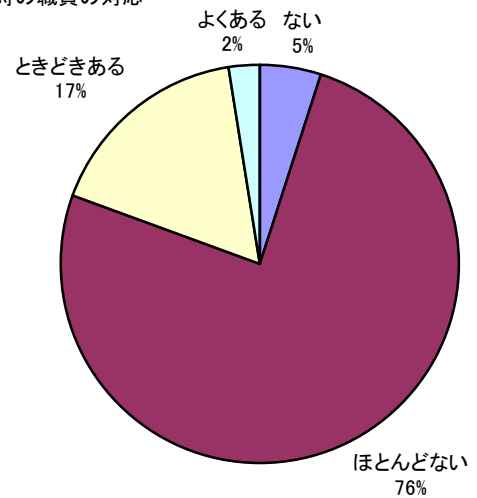


【予備監査時の職員の対応について】

5 予備監査時の職員の対応に不満を感じることに ついて

「ない」及び「ほとんどない」という回答がほとんどでしたが(33件(80.5%))、不満を感じるものが、「ときどきある」という回答が8件(19.5%)あった。

予備監査時の職員の対応



【その他の意見・要望等】

6 次のようなご意見やご要望等をいただいております。

- (1) 教育事務所の予備監査においては、該当校の指名を遅くとも1ヶ月前に通知するか、通知を早くできないのであれば、特別調書の項目を減らしていただきたい。
- (2) 監査調書について、毎年改正があるが、細かな改正が多く確認に非常に時間を要している。改正内容一覧に改正内容をすべて掲載してほしい。
- (3) 疑問に対する回答に対して、持論を展開される場合があります平行線をたどることがある。
- (4) 以前、予備監査で感情的になった職員がいた。冷静に監査されたい。
- (5) 余りにも基本的な質問をされることがあり、「わからないから」質問されているのか、「わかっているにもかかわらずあえて」質問されているのか判然としないことがある。
- (6) なぜそうしなければいけないのか、というところの説明を丁寧してもらえると、勉強になるし、理屈が理解できれば同様のミスも防げる。「こう決まっているから」「こう処理することになっているから」という指摘だけでは、本当の意味での“監査の効果”にはつながらないのではないかと。
また、そうした前向きな指摘は、内規や研修の見直しも含め、より効率的、効果的な事務改善につながると思われる。
- (7) この内容については、個々の公所の監査の際にはではなく、主管課の監査で言ってほしいと思うことが時々ある。

【アンケート結果に対する今後の対応】

- 1 依然として、各公所において、監査調書作成について負担を感じていることから、次年度以降の監査調書の検討においても、引き続き項目数の削減と分かりやすい様式の作成に努めます。
- 2 監査調書の改正の際は、改正内容をさらに詳しく記載することにより、改正箇所を把握しやすいように努めます。
- 3 教育事務所の予備監査においては、対象校の選定を1ヶ月前に行い、連絡するよう努めます。
- 4 予備監査時の当局職員の対応について、予備監査対象機関では、不満を持っている職員が約2割いることから、当局職員に対し言葉遣いや等のマナー向上も含め改めて注意を喚起しました。